

令和6年10月22日

お客様 各位

湖東信用金庫

住宅ローン控除の調書方式の取扱開始について

当金庫では住宅ローン控除の適用に係る手続きについて、令和7年1月6日（月）以降の新規貸出分から『調書方式』の取扱を開始します。

令和4年度税制改正において、従来からの年末残高証明書を用いる『残高証明書方式』から、年末残高調書を用いる『調書方式』とする改正が行われたことに対応するものです。

令和7年1月6日（月）以降は『調書方式』での対応となりますが、従来からの『残高証明書方式』を何らかの理由で選択される場合は、該当店舗にご相談ください。

なお、令和6年12月30日（月）までに新規借入をされたお客様と、従来からの『残高証明書方式』での住宅ローン控除を行っておられるお客様は、今後も残高証明書を発行させていただきます。

記

1. 取扱開始日

令和7年1月6日（月）以降の新規貸出分から

2. 『調書方式』と『残高証明書方式』の概要

(1) 『調書方式』とは

金融機関が年末残高調書（住宅ローン残高記載のデータ）を税務署に提出し、国税当局から住宅ローンご利用者にマイナポータル連携により年末残高情報を提供する方式です。

『調書方式』の適用を受けるためには、当金庫所定様式の【個人番号届出書兼告知書】及び【住宅ローン控除に関する申請書】の提出が必要となります。

『調書方式』に対応した金融機関からのお借入に係る住宅ローン控除の確定申告・年末調整の手続きについては、年末残高調書の残高情報等をマイナポータル連携によって活用することにより、手続きが簡便となります。手続きの詳細については、国税庁のホームページをご確認ください。

(2) 『残高証明書方式』とは

住宅ローン控除の適用を受ける住宅ローンご利用者が、金融機関等から交付を受けた年末残高証明書を確定申告又は年末調整の際に、税務署又は勤務先に提出する方式です。

以上